

2023 年度～2024 年度社員選挙実施要領

(目的)

第 1 条 本選挙実施要領は、社員選挙規程第 3 条に基づき、2023 年度～2024 年度の社員選挙を実施するにあたり必要な事項を、選挙管理委員会が定めたものである。

(社員数の確定)

第 2 条 理事会より通知された支部ごとの社員数は次の通り。

北海道支部 3 名 東北支部 3 名 関東支部 30 名 中部支部 8 名
関西支部 18 名 中国・四国支部 5 名 九州・沖縄支部 6 名
合 計 73 名

(社員選挙公示資料の作成)

第 3 条 選挙管理委員会は社員選挙規程に基づき、社員立候補および他薦の募集と選挙日程を含んだ「社員選挙の実施について」を作成する。

社員選挙公示日： 2022 年 9 月 30 日 (金)

(立候補と他薦の受付)

第 4 条 選挙管理委員会は社員選挙規程に基づいて、「立候補・推薦登録用紙」により立候補と他薦の受付を行う。

立候補・他薦受付期間： 2022 年 10 月 14 日 (金) ～ 10 月 31 日 (月)

(社員候補者の選考と推薦者リストの公示)

第 5 条 選挙管理委員会は前条で受付けた立候補者および他薦による候補者から、社員選挙規程第 12 条の社員候補者選考基準に則って候補者を選考し、自薦、他薦の合計数の順に並んだ社員推薦者リストを作成する。次点候補者を 2 名決めておく。

第 6 条 社員選出についての公示を作成し、選挙権を有する一般会員へ公示する。

社員選出についての公示日： 2022 年 12 月 9 日 (金)

(異議申し立ての受付)

第 7 条 異議申し立て期間： 2022 年 12 月 9 日 (金) ～2023 年 1 月 13 日 (金)

(社員の選出)

第 8 条 選挙管理委員会は異議申し立ての集計を行い、社員選挙規程第 15 条に基づいて社員の選出を行う。

2. 異議申し立てにより再推薦が必要になった場合の対応：第 5 条による次点候補者を社員候補者として再度公示し、異議申し立てを受ける。

(社員選出結果の公表)

第 9 条 方法：学会ウェブサイトには社員名を公示する。

(附則) この実施要領は、選挙管理委員会が本要領を作成した 2022 年 8 月 23 日から社員選出が終了する日まで、施行する。